見 積 参 考 資 料

香南市

（金抜）														

上水　第07036号

高知県　香南市　赤岡町他

香南市上水道施設漏水調査委託業務（その１）　実施設計書

履行日数　90　日

令和 7年 5月12日　積算単価適用

単価適用地区　中央東土木事務所　１地区(南部地区)

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な委託費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではない。
・ 入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて土木設計等業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

委託概要	起工又は変更理由
調査延長　Ｌ＝45.0ｋｍ	
作業計画作成　Ｌ＝45.0ｋｍ	
現場下見調査　Ｌ＝45.0ｋｍ	
弁栓音聴調査　Ｌ＝45.0ｋｍ	
路面音聴調査　Ｌ＝45.0ｋｍ	
漏水確認調査　Ｌ＝45.0ｋｍ	
水圧測定調査　18基	
随時漏水特定調査　3箇所	

	FROM	TO
図面番号	-	-
整理番号	-	-

特　記　仕　様　書

（業務の目的）

受託者は、本仕様書に基づいて設計図書に示す対象区域の漏水調査を行い、調査結果と香南市上下水道課に報告することを目的とする。

（適用範囲）

第１条　本仕様書は、香南市上下水道課（以下「委託者」という。）が発注する漏水調査業務委託（以下「本業務」という。）について適用する。

（業務内容）

第２条　業務内容は、次のとおりとする。

（１）計画調査延長　　Ｌ＝４５．０ｋｍ
（２）現場下見調査延長　Ｌ＝４５．０ｋｍ
（３）弁栓音聴調査延長　Ｌ＝４５．０ｋｍ
（４）路面音聴調査延長　Ｌ＝４５．０ｋｍ
（５）漏水確認調査延長　Ｌ＝４５．０ｋｍ
（６）水圧測定調査　　１８基
（７）随時漏水特定調査　３箇所

（受託者の責務）

第３条　受託者は、契約の履行にあたっては、本業務の意図及び目的を十分理解した上で、設計書・仕様書及び図面に基づき、誠実かつ正確に遂行しなければならない。

（法令の遵守）

第４条　受託者は、本業務の実施にあたっては、水道法、道路法、道路交通法、労働安全衛生法、労働基準法等の当該業務に関する諸法令を遵守し、関係機関と協議を行い業務の円滑な進捗を図らなければならない。諸法令の適用運用は、受託者の責任と費用負担において行うものとする。

（労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保）

第５条　所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施にあたっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週４４時間）を遵守すること。時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

２　雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働日の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

３　労働者の雇入れにあたっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

４　賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払い、支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金以上の額を支払うこと。

５　労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

６　前各号までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

（管理技術者）

第６条　受託者は、本業務における管理技術者を定め、所定の様式により委託者へ通知しなければならない。

２　管理技術者は、本業務に関する一切の事項を処理すること。

３　管理技術者は、調査主任技師を兼ねることもできる。管理技術者は原則現地に常駐するものとし、正当な理由のため、短期間現地を離れなければならない場合は、調査主任技師をその間の代理に事項を処理するものとして定め、理由を明示して委託者へ通知しなければならない。

（調査技術者）

第７条　受託者は、次に定める作業内容と実務経験を有する調査技術者を定めて、写真を添付した経歴書を通知するものとする。委託者は、調査技術者に不適格と認める者がある場合には、その理由を明示し、交代を求めることができるものとする。

（１）調査主任技師　漏水調査及び漏水防止に精通し、調査業務に関する統括、計画、立案、指導を行い、漏水調査に関する業務の実務経験７年以上の者
（２）調査技師　漏水調査及び管路探知等の作業を習得し、漏水調査に関する業務の実務経験３年以上の者
（３）調査技師補　漏水調査及び管路探知等の作業を習得し、漏水調査に関する業務の実務経験１年以上の者

（調査職員）

第８条　委託者は、本業務について指示・承諾等を行う調査職員を定め、受託者に通知する。

（調査業務計画書）

第９条　受託者は、本業務を実施するにあたり、本仕様書を基に調査区域の特性を把握し

特　記　仕　様　書

た上で、次に定める事項を記入した調査業務計画書を作成し、これに基づいて調査を実施しなければならない。計画作成に際しては、調査職員や関係機関との十分な協議を行うものとし、提出の上承諾を得ること。

（１）作業内容
（２）作業手順及び方法
（３）調査現場組織表（調査技術者一覧表、班編成、作業内容）
（４）工程表
（５）使用機材一覧表（種類、名称・型式、性能）
（６）連絡体制表
（７）戸別調査家屋への周知文の作成及び配布
（８）報告書等の作成要領
（９）その他

（身分証明等）

第１０条　調査技術者は、業務従事中は常に身分証明書（委託者が発行した身分証明書をいう。）を携帯するとともに、制服と腕章（漏水調査業務受注者の文言及び受注者名記入）を着用しなければならない。調査に関係する土地の所有者から身分証明書の呈示を求められたときは、これを拒んではならない。

２　受託者は調査終了後、速やかに身分証明書を委託者に返納しなければならない。

３　調査用の車両には、漏水調査中であることを表示すること。

（市民等への対応）

第１１条　調査技術者は、業務従事中はかならず制服を着用し、市民に対し、不快又は不潔を感じさせないように心がけなければならない。

２　水道に関する質問や相談を受けた場合には、明快に対応し、判断できないときや委託者からの回答を要するものは、委託者に相談や報告してから対応するなどして、市民に誤解を与えないように注意すること。

（現場の管理）

第１２条　受託者は、公衆に迷惑を及ぼさないよう十分注意するとともに、周辺住民への影響に配慮し、関係者には事前に了解を得なければならない。

２　受託者は、現場の安全対策に留意し、事故発生の防止に万全を期さなければならない。

３　受託者は、本業務に際して、既設構造物及び地下埋設物を損傷しないよう適切な措置を講じなければならない。

（土地の立ち入り等）

第１３条　受託者は、調査実施にあたり市民の建物等に立ち入る場合は、あらかじめ家人に通知し同意を得なければならない。

２　調査のため止水栓の開閉等を行う場合には、調査職員立会のうえ実施しなければならない。

（提出書類）

第１４条　受託者は、契約書及び本仕様書に基づき、所定の様式により関係書類を委託者に提出しなければならない。指示、承諾、協議は原則として書面により行うものとする。

（疑義変更）

第１５条　受託者は、本業務の実施にあたり、設計図書等に疑義が生じた場合には、委託者と協議の上決定するものとする。

（個人情報の保護）

第１６条　受託者は、本業務の履行に際して、個人情報を取り扱うときは、誓約書を委託者に提出するとともに、香南市個人情報保護条例及び次の事項を遵守しなければならない。

（１）　受託者は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損失の防止その個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（２）　受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（３）　受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、別に指示したときは当該方法によるものとする。

（４）　受託者は、前３号に違反する事態が生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（暴力団等排除措置について）

第１７条　受託者は、この契約を履行するにあたり、暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合には、香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年香南市規則第２号）第８条の規定により、速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（漏水調査）

第１８条　調査の種類、数量及び調査箇所については、設計書等に示すものとする。

２　受託者が行う漏水調査の内容は、計画調査対象区域を、弁栓音聴調査、路面音聴調査

特　記　仕　様　書

、確認調査で計画調査区域内全域を調査するものである。
３　調査にあたり、委託者が所有するもので業務上必要な資料は貸与する。使用後は返却すること。
４　調査上、仕切弁の操作が必要な場合は調査職員の指示を受けること。
（現場下見調査）
第１９条　受託者は、本調査に先立ち、調査区域の給・配水管図面を基に現地を踏査し、現地の配管等の現場状況を把握しなければならない。
（弁栓音聴調査）
第２１条　仕切弁・消火栓等の配水管付属施設を対象とし、音聴棒等を用いて聴音し、漏水音（漏水擬似音）を発見するものである。鉄蓋等の開閉及びガタツキ防止のための簡易な清掃もしなければならない。
（路面音聴調査）
第２２条　調査する管路上を漏水探知器にて聴音し、漏水音を発見するものである。
（確認調査）
第２３条　路面音聴調査によって発見された漏水擬似音箇所について、漏水の有無を含めてその位置の確認を行うものである。
２　漏水箇所が道路上の場合は、白色スプレーでマーキングをすること。
３　漏水箇所が宅地内や構造物の場合は、マーキングをせず、漏水箇所のオフセットをとり、速やかに漏水調査報告書を提出すること。
４　不明確な箇所又は擬似箇所は漏水探知器等で再確認し、漏水位置はボーリング及びその他の方法等で確定すること。
５　本作業実施時には地下埋設物に十分注意し、万一損傷をしたときは委託者及び埋設管理者に連絡を取り必要な処置を行い、受託者の責任において賠償をしなければならない。
６　確認誤差は、実際の漏水箇所から表示位置の半径０．５ｍ以内を目標として、検査（掘削）時に誤差があった場合は、受託者において速やかに再調査を行うこと。
（随時漏水特定調査）
第２４条　履行期間中、地上漏水等、緊急に対応が必要である漏水が発見された場合、受託者は優先的に調査を行うこと。
２　受託者は連絡を受けてから１時間以内に現場での作業を開始すること。また履行期間中、２４時間対応すること。
（漏水調査報告書）
第２５条　報告書は調査地区、随時調査ごとに必要事項を記入して提出すること。
２　調査中に漏水量の多い路上及び地下漏水を発見した時は、速やかに委託者に連絡し、報告書を提出すること。
３　漏水箇所を確認することが不可能な場合、その旨を記載して委託者の承認を得ること。
４　報告書に基づき委託者が修繕工事を施工するが、漏水位置が不明及び異なる場合は、調査期間中及び当該委託期間終了後でも受託者が修繕工事に立会い、再検査と確認調査をし、報告書を提出しなければならない。
（写真）
第２６条　写真はデジタルカメラで、カラー撮影を標準とし、黒板に、年度、業務名称、撮影年月日、地区、町名番地、作業名称、受託者名を記載して撮影すること。
２　写真は地区、工程順に整理すること。
３　写真とデジタルデータ１式を提出すること。
（検査）
第２７条　委託者が検査を実施する時は、管理技術者が立ち会うこと。
２　検査の区域、日時、方法等については、委託者が受託者に通知する。
３　受託者は検査にあたり、関係書類を事前に提出すること。
４　検査時に必要な機器類、労務及び写真撮影を準備すること。
５　検査の結果、不合格となった時は委託者の指示に従い、再検査を受けなければならない。
６　検査の内容は、弁栓音聴調査、路面音聴調査を行うものとし、検査の箇所は、委託者が別途指示するものとする。ただし，調査を追加した地区がある場合は、追加地区ごとに1箇所程度、検査を行うものとする。
（成果品）
第２８条　受託者は、次に掲げる書類を成果品として提出すること。
（１）　漏水調査報告書　各１部
（２）　漏水調査日報　１部
（３）　漏水位置図　１部
（４）　漏水調査写真帳　１部（検査の写真帳は２部）
（５）　その他発注者が特に必要と認めるもの
（安全管理）
第２９条　受託者は、作業にあたっては、十分安全に注意し災害の防止につとめ、器材の搬入、搬出時には、交通に十分注意の上実施すること。施工の際、施設、作業員、第三者の身体、財産等に危害、損害を与えた場合又は紛議が生じた場合は、その一切の処理解決を受託者において行い、それらに要する費用はすべて受託者の負担とする。

特　記　仕　様　書

（作業日程）

第３０条　作業については、調査職員と十分打合せの上実施すること。

（その他注意事項）

第３１条　受託者は、作業においては関係者全ての安全面に十分注意をすること。

２　管理技術者、調査主任技師、調査技師等が業務の実施又は現場管理等に関して著しく不適当と認められた場合は、その理由を明示して委託者はその変更を求めることができる。

３　業務の実施にあたり、受託者は熟知した技術者を派遣し、作業を円滑に進め万全を期すること。

４　本業務は設計書、仕様書、図面等に明示されていない事項でも、調査上必要と思われる事項については、受託者の負担で漏水調査を行いその結果を報告するものとする。

５　本業務は、各種書類の作成及び提出を含み、これに要する費用は受託者の負担とする。

６　業務の実施中に事故等が生じた時は、遅滞なく調査職員に報告すること。

７　受託者は、漏水探知器、鉄管探知器、金属探知器、音聴棒、仕切弁キー、止水栓キー、ボーリングバー、残留塩素試薬（DPT試薬）、相関式漏水探知器、発電機及び電気ハンマドリルなどの器材を準備して置かなければならない。

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量設計費					
その他業務					
直接調査費					
作業計画作成(ﾗﾝｸC) 標準作業量(km/日) 31.0km/日	km	45			明細表　第1号
現場下見調査(ﾗﾝｸC) 標準作業量(km/日) 36.0km/日	km	45			明細表　第2号
弁栓音聴調査(ﾗﾝｸB) 応用作業量(km/日) 10.0km/日	km	45			明細表　第3号
路面音聴調査(ﾗﾝｸB) 標準作業量(km/日) 6.0km/日	km	45			明細表　第4号
漏水確認調査(ﾗﾝｸC) 標準作業量(km/日) 8.3km/日	km	45			明細表　第5号
水圧測定調査 標準作業量(1日当たり) 9基/日	基	18			明細表　第6号

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
随時漏水特定調査 標準作業量(箇所/日) 1.5箇所/日	ヶ所	3			明細表　第7号
報告書作成	式	1			明細表　第8号
共通仮設費					
共通仮設費	式	1			明細表　第9号
現場管理費					
現場管理費	式	1			明細表　第10号
一般管理費					
一般管理費	式	1			明細表　第11号
直接業務費					
諸経費	式	1			

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
その他業務価格					

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
委託業務価格					
消費税相当額					
合計					

明細表　第　1号
作業計画作成(ﾗﾝｸC)

明細表

標準作業量(km/日) 31.0km/日

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量主任技師	人	1			人件費
測量技師	人	1			人件費
測量技師補	人	1			人件費
31.0　km　　当り					

明細表　第　2号
現場下見調査(ﾗﾝｸC)

明細表

標準作業量(km/日) 36.0km/日

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量技師	人	1			人件費
測量技師補	人	1			人件費
金属探知器損料 ﾎﾞｯｸｽﾛｹｰﾀｰ	日	1			
音聴棒損料 L=1.5m 2本×1日	日	2			
調査用車両損料 ﾗｲﾄﾊﾞﾝ	日	1			
ｶﾞｿﾘﾝ ﾚｷﾞｭﾗｰ ｽﾀﾝﾄﾞ	ﾘｯﾄﾙ	18			
諸雑費	式	1			
36.0　km　　当り					

明細表　第　3号
弁栓音聴調査(ﾗﾝｸB)

明細表

応用作業量(km/日) 10.0km/日

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量技師	人	1			人件費
測量技師補	人	1			人件費
音聴棒損料 L=1.5m 2本×1日	日	2			
調査用車両損料 ﾗｲﾄﾊﾞﾝ	日	1			
ｶﾞｿﾘﾝ ﾚｷﾞｭﾗｰ ｽﾀﾝﾄﾞ	ﾘｯﾄﾙ	3.6			
諸雑費	式	1			
10.0　km　　当り					

明細表　第　4号
路面音聴調査(ﾗﾝｸB)

明細表

標準作業量(km/日) 6.0km/日

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量技師	人	1			人件費
測量技師補	人	1			人件費
漏水探知器損料 音聴式	日	2			
音聴棒損料 L=1.5m 2本×1日	日	2			
調査用車両損料 ﾗｲﾄﾊﾞﾝ	日	1			
ｶﾞｿﾘﾝ ﾚｷﾞｭﾗｰ ｽﾀﾝﾄﾞ	ﾘｯﾄﾙ	3.6			
諸雑費	式	1			
6.0　km　　当り					

明細表　第　5号
漏水確認調査(ﾗﾝｸC)

明細表

標準作業量(km/日) 8.3km/日

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量技師	人	1			人件費
測量技師補	人	1			人件費
漏水探知器損料 音聴式	日	0.5			
鉄管探知器損料	日	0.5			
金属探知器損料 ﾎﾞｯｸｽﾛｹｰﾀｰ	日	0.5			
発電機 1KVA 2.0ps	日	1			
電気ﾊﾝﾏｰﾄﾞﾘﾙ損料 1.1kw	日	1			
ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞﾊﾞｰ損料 L=1.0m	日	1			
音聴棒損料 L=1.5m 2本×1日	日	2			
残塩測定器損料 錠剤式	日	1			

明細表　第　5号
漏水確認調査(ﾗﾝｸC)

明細表

標準作業量(km/日) 8.3km/日

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
調査用車両損料 ﾗｲﾄﾊﾞﾝ	日	1			
ｶﾞｿﾘﾝ ﾚｷﾞｭﾗｰ ｽﾀﾝﾄﾞ	ﾘｯﾄﾙ	5.4			
諸雑費	式	1			
8.3　km　　当り					

明細表　第　6号
水圧測定調査

明細表

標準作業量(1日当たり) 9基/日

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量技師	人	1			人件費
測量技師補	人	1			人件費
水圧計(自記録) FDA	日	1			
調査用車両損料 ﾗｲﾄﾊﾞﾝ	日	1			
ｶﾞｿﾘﾝ ﾚｷﾞｭﾗｰ ｽﾀﾝﾄﾞ	ﾘｯﾄﾙ	14.4			
諸雑費	式	1			
9.0　基　　当り					

明細表　第　7号
随時漏水特定調査

明細表

標準作業量(箇所/日) 1.5箇所/日

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量技師	人	1			人件費
測量技師補	人	1			人件費
漏水探知器損料 音聴式	日	2			
調査用車両損料 ﾗｲﾄﾊﾞﾝ	日	1			
ｶﾞｿﾘﾝ ﾚｷﾞｭﾗｰ ｽﾀﾝﾄﾞ	ﾘｯﾄﾙ	3.6			
諸雑費	式	1			
1.5　ヶ所　　当り					

明細表　第　8号
報告書作成

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
報告書作成	式	1			
1　式　　当り					

明細表　第　9号
共通仮設費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
共通仮設費 kr=A*P^b×0.5=9.02	式	1			
1　式　　当り					

明細表　第　10号
現場管理費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
現場管理費 Jo=A×Np^b=37.71	式	1			
1　式　　当り					

明細表　第　11号
一般管理費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
一般管理費 Gp=-2.57651×LogCp+31.63531=14.67	式	1			
1　式　　当り					

諸　経　費　計　算　情　報

単価適用年月日	令和 7年 5月12日
単価適用地区	中央東土木事務所　１地区(南部地区)
■その他業務	
諸経費率	20.00 ： 手入力値（%）
まるめ区分	万円まるめ（業務価格100万円以上）